

江戸時代のフグ食禁戒思想と近代への影響

- 明治期フグ食品衛生前史 1 -

古 川 澄 明

はじめに

1. 江戸時代以前 (1600年前後)
 1. 1. 李時珍「河豚」『本草綱目』(1596/中国明萬曆24年)
 1. 2. 曲直瀬玄朔「河豚の大毒」『延壽撮要』(1599/慶長4年)
2. 江戸時代前期 (1603～1690年頃)
3. 江戸時代中期 (1690～1780年頃)：フグ食の養生思想的訓戒説
 3. 1. 穂積甫庵「河豚に酔たるに」『救民妙藥』(1693/元禄6年)
 3. 2. 人見必大「鰐・釈明「河豚」『本朝食鑑』(1697/元禄10年)
 3. 3. 貝原益軒「河豚食訓戒」『養生訓卷之七 用藥』(1712/正徳2年)
 3. 4. 寺島良安「河豚」『倭漢三才圖會』(1712年)
 3. 5. 芝田祐祥「河豚」『人養問答』(1715/正徳5年)
 3. 6. 新井白蛾「河豚魚」『牛馬問』(1756/宝暦6年)
 3. 7. 平賀源内「河豚」記述『根柢志具佐』(1763/宝暦13年)…… (以上, 本稿)
4. 江戸時代後期 (1780～1867年頃)：フグ食の儒教的禁戒説
 4. 1. 木村蒹葭堂「河豚之説」(暁鐘成撰『蒹葭堂雜録』第3卷所載, 1802/享和2年)
 4. 2. 小川顕道「河豚鰐魚の事」『塵塚談下之卷』(1814/文化11年)
 4. 3. 『河豚ニ関スル家條書 (家訓條々)』(推定, 宇田川榕菴著, 1825～1845年頃)
 4. 4. 島原藩河豚食禁令 (1826/文政9年), 尾張藩河豚食禁令 (1834/天保5年, 1852/嘉永5年)
 4. 5. 賀屋恭安著『河豚談』(1830/文政13年)
 4. 6. 平野元良「河豚魚」『延壽養生訣』(1835/天保6年)
 4. 7. 水野澤齋「河豚之辨」『養生辨』卷之上 (1841/天保12年)
 4. 8. 篠崎小竹「食河豚説」(1849/嘉永2年)
 4. 9. 三松館主人「フグ食中毒治療法」(1851/嘉永4年)
 4. 10. 吉田松陰「不食河豚説」(1856/安政3年)
 4. 11. 本間棗軒「河豚毒」『続瘍科秘録』(1859/安政6年)
 4. 12. 白石正一郎日記「長州藩フグ食実情」(1864/文久4年～1867/慶應3年)

あとがき

はじめに

本稿は、江戸時代の医師や思想家達が論じたフグ食禁戒説が明治初期の藩閥政府のフグ食衛生行政に何らかの影響を及ぼしたのか否かを確認する為に、江戸時代から近代黎明期へとつながるフグ食禁戒思想の古道を辿ろうとするものである。

その際にとくに注目するのは、江戸時代265年間に唯一著された無二のフグ食禁戒書（中毒防止啓蒙書）である。長州藩侍医の賀屋恭安によって書かれた『河豚談』（1830/文政13年）がそれである。江戸時代においては、儒教や武士道の倫理観や道徳思想からフグ食を戒める短文筆述は少なくなかったが、ひとつの纏まりある著作はこの書が唯一である（次稿）。

フグ食禁戒思想の古道を辿る目的は、江戸時代における医師、学者、思想家、教養人などの識者達が書き残した書籍・文書類を渉猟し、フグ食について、それぞれ当該時代を生きた識者達が述べたフグ食禁戒思想（知見や見識）の洞察力に迫ることにより、その後の明治期フグ食衛生行政¹⁾に思想的継続性を確認することができるのか否かを今日的視座から見極めることである。即ち、江戸時代のフグ食禁戒説を取り上げる今日的視座として、昭和中期に開扉される「フグ食の科学」時代の知見を基礎に据え、禁戒説が拠って立った深層思想がどのような形で同説に発現したのかを闡明する。残念ながら江戸時代におけるフグの喫食と食中毒²⁾の実態については、それを確認で

1) 拙稿「『フグ食の科学』時代とその開扉者、福田得志と谷巖－昭和中期のフグ食品衛生史－」『山口経済学雑誌』73(5), 2025-03参照の事。「衛生」概念は「明治7年(1874)に初代の医務局長となった長与専斉が『医政』（衛生行政法規）を制定するに当り、中国の古書『莊子』からGesundheitspflegeの訳語として引用したことに始まる。」(沢村良二[ほか]編集『衛生化学・公衆衛生学』, 南江堂, 1984/昭和59-03, 1頁, 国立国会図書館デジタルコレクション (以下, NDL), <https://dl.ndl.go.jp/pid/12760678> (参照 2025-02-12)。Gesundheitspflegeとはドイツ語である。die Gesundheit zu pflegen (健康を維持する) という意味である。「医制公布」, 湯浅光朝編『現代科学技術史年表』, 三一書房, 1961/昭和36, 32~33頁/NDLコマ番号21 (以下, NDL-21と略記) 所載, <https://dl.ndl.go.jp/pid/2421988> (参照 2025-02-12) 参照の事。

2) 「毒」とは、辞彙に拠れば「生命や健康を害するもの」とある。「中毒」とは、毒に「あたる」ことである。フグ毒の正体はTetrodotoxin (TTX) であるが、ハコフグの毒はPahutoxinないしPalytoxinである。人の致死量については、上掲拙稿を参照の事。江戸時代の本草学における毒は、「薬物能毒性」の視座から論じられている。例え

きる記録は僅少である。フグ食禁戒説・思想から推測的に実態に迫るほかない。

ところで、「衛生」概念が日本の歴史に登場するのは、明治初期である。同用語の創出者は日本の衛生行政の創始者・長與専齋（1838/天保9～1902/明治35、内務省衛生局初代長）であるとされる。ドイツ語のHygieneの訳語として「衛生」という語を創出したといわれる³⁾。「衛生」とは、「生を衛（まも）る」という意味である。専齋は肥前国大村藩（現長崎県大村市）の漢方侍医・長与中庵の子として生まれ、後到大坂に出て緒方洪庵の適塾に入門し、やがて福澤諭吉の後任塾頭となる。1871/明治4年に岩倉使節団の一員に加わって渡米し、更に渡欧して医療制度や医学の実情調査に従事し、1873/明治6年に帰国すると「医制」の制定作業に着手し、1874/明治7年に文部省医務局長に就任する。1875/明治8年に医務局は内務省に移管されて衛生局と改称され、長與が初代衛生局長に就任した。長與の『衛生』概念の中では「公衆衛生」概念が大部分を占めたが、その範疇において食品衛生概念が生まれたといえよう⁴⁾。

ば、曲直瀬道三原著、曲直瀬玄朔増補改訂『薬性能毒』2巻、1608/慶長13刊（『近世漢方医学書集成 4、曲直瀬道三（三）』名著出版、1979/昭和54、<https://dl.ndl.go.jp/pid/12746419>）。フグ毒については、中毒疾患だけでなく、薬用（主治）としても説述される（本稿後述）。

- 3) 「衛生」用語自体は、養生思想の埒内では、古くは鎌倉時代末に養生の同義語として個人衛生の意味に使用している例があると言われる（山崎左「解説」、長與専齋『松香私志』、初版1902/明治35（日本医史学会編『医学古典集』第2、医歯薬出版、1958/昭和33、92頁/NDL-51所載、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1370651>（参照 2025-04-01））。この用語は元闕名撰他『居家必用事類全集10集20巻』[17]、林前和泉掾刊、1673/寛文13、2丁に出て来る（NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2580242>（参照 2025-03-08））；片山韶子成著『麻疹探囊方』、菊生源兵衛、林権兵衛、1799/寛政11、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2539191>（参照 2025-03-08）。奥付に「衛生館蔵版」の語がある。横瀬文彦、阿部弘国訳『西洋養生論』上、東生亀次郎、1873/明治6、14丁、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/836977>（参照 2025-03-08）に食物に関する「衛生」（ルビ、エイセイ）が出てくる。武井周作著『能毒魚かきみ』（上巻）にも「身ヲ害シ生を傷ラザラン」との文脈で「衛生」（エシヤウ）用語が用いられている（同書、青雲堂、1831/天保2年、4丁/NDL-4、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1900073/1/4>（参照 2025-08-2））。明治初期の衛生行政創設については、専齋自身が語った経緯が彼の上掲遺著『松香私志』に書かれている。
- 4) 1876/明治9年4月には『内務省衛生局雑誌』（第1-5号、内務省衛生局、1876/明治9、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1229508>、参照 2025-03-25）が創刊された。第1号の「衛生事務沿革」には、衛生局の衛生行政確立へ向けた同局の熱意が筆勢に現れている。

本稿の主旨は結論にあるのではなく、江戸時代におけるフグ食禁戒説の消長を理非曲直の説諭史という縦の分別線に沿って実景的に叙述することである。この歴史的考察の旅において、その主意は目的地ではなく、沿道の風光にある。

即ち、過去は現代を映す鏡である。鏡の中を覗くと、よく見れば、今まで自分が知らなかった自分が映っていて、新しい発見をする。過去の人々の行動を知ると、現代の人々の行動と共通する、或いは類似する思考や意識、延いては認識の様式を発見する。こと食品衛生に限っていえば、人は、日々、食べ、排泄する。乳幼児や青少年は、日々、食べて成長し、成人は、日々、生きていることを忘れて食べ、老人は死ぬことを自覚して食べ、排泄する。飲食物の安全性については、誰もが共通して知っている知識、つまり「常識」に照らして、口にする。この「常識」は当該時代の社会で誰もが知っている知識である。それを知らない、或いは知っていて無視すると、人は「非常識」と指呼される。

本稿は、この「非常識」を江戸時代のフグ食品衛生の面で取り上げるものである。いつの時代の「常識」にも、社会を構成する人々の間で、異なる知性階層ごとに、異なる「常識」が形成されることに気付かされる。現代の一般の人々には、往々にして、専門家と呼ばれる人々が持つ「常識」が十分に周知に至らない嫌いがある。卑近な事例を挙げれば、食中毒原因となる病原体や人体への有害物質の一つひとつを、常に自覚して食品を口にする人は少ないであろう。斯く言う筆者も、「非常識」の人である。そこで、いつの時代でも、「常識」を持つ人々から「非常識」の人々に向けて、啓蒙や訓戒や禁戒の言葉が発せられることとなる。現代では、フグ食中毒について、食品衛生行政機関や学識経験者等から警鐘が鳴らされる。それを無視して釣果の

明治12年には、例えば柴田承桂訳編・島村利助 [他]『衛生概論』(上・中・下, 1879/明治12~15, NDL, <https://dl.ndl.go.jp/pid/836627>, 参照 2025-03-25) なるアイルランド刊行「公衆衛生書」摘訳が公刊されていて、明治初期の知識人の公衆衛生知識欲を伝える。なお、『本朝食鑑』(平野必大/人見必大著, 1695/元禄8, 全12巻10冊)にも、「衛生」(生命をまもる意)という言葉が出て来る(平野必大 [著] ほか『本朝食鑑』上(巻1-5), 日本古典全集刊行会, 1933/昭8, NDL, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1179362/1/223> (参照 2025-03-25))。

フグを調理し嗜食する「非常識」の人が救急救命の世話になり、運悪く非命に至る。本稿が取り上げる江戸時代においても、人々の「常識」の様式には、果たして今日の人々と大した違いはなかった、といえるのではあるまいか。

江戸時代の有毒魚フグ食禁戒思想には、今日のフグ食品衛生行政とフグ・ビジネスが依拠する科学的知見から見て、どのような共通性や相違性が存在したのであろうか。今日でもフグは一般大衆の日常の食卓に上る魚ではない。とはいえ、日本国内では、年間に1万1500トン（2017年）ものフグ類が消費されている。フグ食品衛生行政は、中央行政において食品衛生法とその施行規則、厚生労働省が発出する種々の通知に基づいて執行され、地方行政においては法・施行規則・本省通知を遵法隸従し、更に都道府県毎に設けられた独自のフグ取扱い条例に従って執行される。即ち、フグ食品衛生行政は、大枠において全国共通の基準に従うが、衛生実務においては「都道府県毎に異なる条例」に基づいて執行される。その結果、同行政は都道府県間においてフグ中毒リスクが異なるという実情を許している。例えば、都道府県間においてフグ処理者資格の認定方法やレベルが必ずしも同じではない。一見、政治は地方自治を尊重しているかの如く思えるが、実際にはフグ食品衛生行政の根幹に関わる法改正やガイドライン設定は中央権力において決定され、地方は中央行政に靡然として従う。平成期以降、地方分権を推進する観点から中央政府が指揮命令権を保持した状態で地方に本省事務を代行させる「法定受託事務」の形で中央集権統治が維持されている。この中央集権統治は、明治期には大日本帝国憲法において国家元首の天皇が「統治権ヲ総攬シ」、「臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ」統治権を行使するとされた。戦後日本国憲法においては「国民主権」が明記され、国会を国の最高機関・立法機関と定め、行政権を内閣に属するものとしてそれが実現されてきた。そうした中であって、地方自治を服属させる中央集権統治の瑕疵は「中央分権」と揶揄されてきたが、殊にフグ食品衛生行政にあっては、中央政府がその法的強権行政とフグ食中毒リスクの都道府県間格差とを併呑することによって同リスクの全国平準化が等閑に付されている。

フグは、江戸・近代日本の津々浦々で、あまねく人々が嗜食した常食魚ではなかった。それは、今日でも変わらない。それでも、古来よりフグの致死リスクが所々で語られてきた。とりわけ、江戸時代末期から明治初期を跨ぐ近代黎明期においてフグ嗜食を戒めた医師や思想家や市井知識人がいた。彼らの警鐘を聞きながらもフグの嗜食を止めなかった明治創成期の為政者も少なくなかった。ここに言う、フグ嗜食を戒めた医師の一人が、冒頭で名を挙げた賀屋恭安(1779～1842)である。恭安は毛利藩10代藩主斉熙(1824/文政7年讓位)の長州藩江戸下屋敷移居に伴って主侍医として臣従し、江戸藩邸勤めの中、1830/文政13年に白眉の訓戒書『河豚談』を著した。恭安の他にフグ食禁戒を説いたのは、儒学者の篠崎小竹(1781～1851)、水戸藩医政の統裁を担った本間棗軒(1804～1872)、その他の藩医や市井医師達である。思想家とは、吉田松陰(1830～1859)である。さらに市井知識人とは、明治期に入って新政府にフグ食禁令公布を建言した山口県管下医の黒瀬文策(生没年不明)や、時を同じくして新政府にフグ食禁令公布を建言した広島県管下電信操作技師の原田隆造(生没年不明、電信大属(官名))である。吉田松陰を師事して薫陶を受けた伊藤博文は松陰の禁戒に推服せず、フグを嗜食して憚らなかった。井上馨は松陰が主催した松下村塾には入塾していなかったが、幕末期に井上聞多の名で知られ、松陰門人らと過激な攘夷行動を共にし、伊藤と共に「長州五傑」の1人として英国密航留学しており、少なからず松陰思想に傾倒していたことは想像に難くない。井上もまたフグを好んで喫食したという史伝が残っている。

江戸時代においてフグ嗜食を戒めた医師・思想家・知識人たちは、如何なる思想をその禁戒の根底に据えていたのであろうか。彼らの禁戒説や、明治創成期にフグ食中毒防止の必要を説いた建言は同食禁令に繋がったのであろうか。明治期に入って、内務省(内務卿・大久保利通)は、1876/明治9年6月22日付で太政大臣・三条實美の裁可により、各府県に向けて、「生河豚食用并売買ヲ禁ス」という論達を出すように指示している。それにしても、巷間では、フグが有毒魚であり、フグ中毒の患者や死者も少なくなかった。フ

グ嗜食が致死リスクを冒すことになることは、公知の事であった。なぜ明治新政府は府県に対しフグ食禁令論達を発出するように通達したのであろうか。明治9年当時は、日本国家の揺籃期であった。フグ食品衛生を行政上で急務とせざるを得ないような、憂慮に堪えない事態が起こっていたのであろうか。そもそも、江戸時代において、なぜ医師がフグという特異な有毒魚の嗜食・喫食をめぐる摂食禁戒説を唱え、政体変革思想家の吉田松陰がフグ食禁戒を唱道し、明治期に入って、なぜ山口県の「町医者」と広島県の「電信技士」が同食禁令を新政府に求める建言文を提出したのであろうか。それらが明治期のフグ食品衛生行政に繋がっていく経緯を追究することもまた、本稿の遠景とするところである。

とはいえ、江戸幕府や各藩の食中毒防止に関する先行研究は僅少である。況してフグとなると皆無に等しい。興味深いことに、明治期から昭和前期まで、江戸時代のフグ食中毒と療法には、学術的関心が薄かったようである。大半は眼前に直面する毒物や牛乳や水などの衛生問題へ向かっている。ところで、今日では、江戸時代の文化に庶人の関心は高いが、その反面、江戸時代の文化を知ろうとすると、その門前に高い壁が立ちだかる。古文書や古書籍のデジタル化により容易に耽読できるはずだが、文辞表現（漢文、候文、合略・変体仮名等）に起因して文意の理解に難渋することが一つの壁である。この壁も生成AI（Generative AI）が登場したので、間もなく瓦解し、往古への庶人の知的旅も容易になるであろう。

今日、フグ食品に関する膨大な水産学、医学研究実績に比べれば、社会科学的研究は皆無に等しい。この学術的偏頗状況がフグ食品衛生行政と審議会への学識経験者招請に色濃く影を落とし、規制原案が実情から乖離したものとなる。フグ食品衛生に関して行政と業界との間で認識の一致が生まれない一因となっている。縦割り行政は是正を一段と難しくしている。被害者は国民である。江戸時代にフグ訓戒や禁戒を説いた知識人（医師・儒学者等）は、少なからず藩の行政権力に服したであろうが、どのような社会的認識をもっていたのであろうか。また江戸時代には、ごく一部の藩以外、大半の諸藩は

フグ食禁令を発しておらず、庶民のフグ食は自己責任であった。明治時代に入ると、中央政府はフグ食を禁止した。なぜ禁戒が禁制へと遷移したのであるろうか。

1. 江戸時代以前（1600年前後）

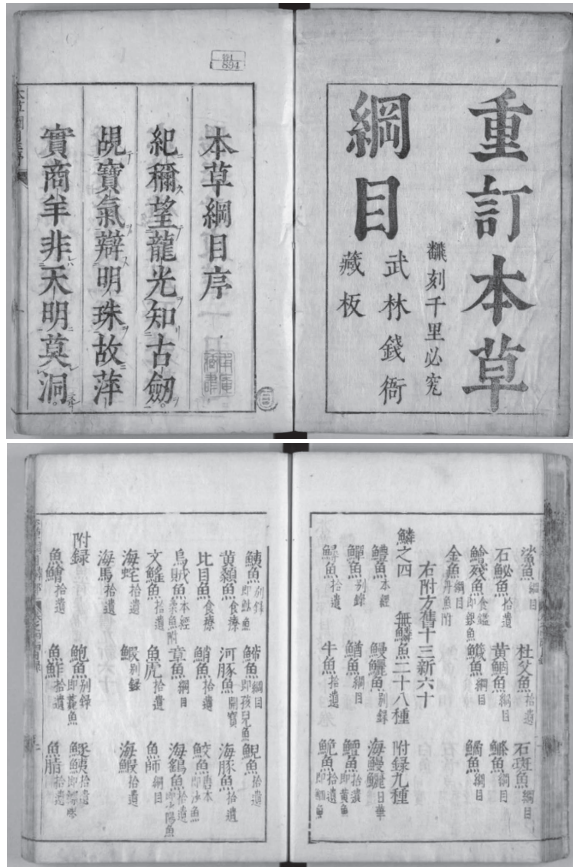
1.1. 李時珍「河豚」『本草綱目』（1596年）

江戸時代の医師や儒学者達が中国由来の本草学の先行知見として、經典の如くそれに学び、そこから日本独自の薬学を発展させた大著がある。中国・明代の医師・本草学者、李時珍（1518年～1593）が25年余りもの歳月を費やし先行本草知見を渉猟してまとめた大部の薬事書『本草綱目⁵⁾』（1596/慶長1年）がそれである。時珍は1578年（60歳時）頃に脱稿し、彼の死後3年がたった1596/萬暦24年（和暦慶長1年）に初版金陵（現在の南京）本が刊行され、明・清代に各種刊本が作られたといわれる。この大著は全52巻附図2巻から成り、中国本草学の集大成とも位置付けられている。江戸時代の日本の医師達が漢方医学の基礎とした書物である。同書は、その初版金陵本（1596/明万暦24年）刊行から11年目の1607/慶長12年に長崎に舶来し、1637/寛永14年に最初の和刻本が復刻されたといわれる。国立国会図書館デジタルコレクション（以下、NDL）において、明刊、江西刊、萬暦31年江西刊、清刊、江戸刊等を閲覧できる。

本草とは、漢方医学の用語である。薬の原料となる植物、つまり薬草を指す。本草学とは、中国や東アジアにおいて広く発達した医薬学問である。李

5) 李時珍『本草綱目』については、時珍死後の1596/明代萬暦23年に金陵（南京）で初版金陵本が上梓されたと言われる。しかし李時珍撰、李建中図『本草綱目』第1冊（序・総目録・附図巻之上）、胡承龍、1590/萬暦18年が国立国会図書館デジタルコレクションに入っている。同書「本草綱目序」文末に「萬暦歲庚寅春上元日弇州山人鳳 洲王世貞拜撰」とあり、また「金陵後學胡承龍梓行」とある。萬暦歲庚寅とは1590/萬暦18年であり、李時珍の存命中ということになるが、詳細不詳。第24冊第44巻、NDL-58～59に「河豚」項目がある（<https://dl.ndl.go.jp/pid/1287105/1/58>（参照 2025-03-27））。李時珍『本草綱目』誕生の経緯については、李時珍著、鈴木真海（訳）、白井光太郎（校注）〔他〕『国訳本草綱目』第1冊（春陽堂書店、1973/昭和48）の木村康一「新註序」を参照の事。なお、本稿では、江戸刊版を使い、『国訳本草綱目』を参照した。

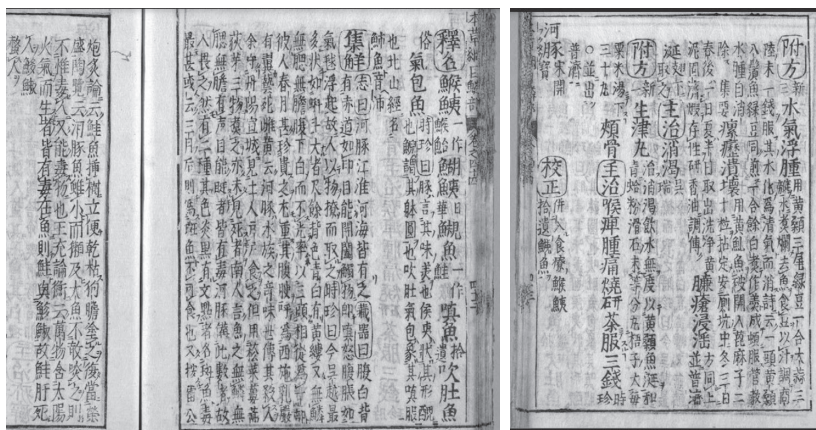
写真1 李時珍撰『重訂本草綱目』江戸刊版 裏表紙と序



出所：明李時珍撰『本草綱目』卷1, 2, 4-11, 14-28, 36-52序1巻首1巻』[26], 江戸刊, 出版者・刊行年不明, 裏表紙・序はNDL-2, 鱗之部はNDL-49, <https://dl.ndl.go.jp/pid/2556433> (参照 2025-02-13)。

時珍が1596年に著わした『本草綱目』は時珍の本草学の集大成であるといわれ、1892種の薬品（動植物や鉱物等薬種）、処方11,096種を収載している。日本の本草学（博物学）にも大きな影響を与えた。江戸時代の日本の医師や儒学者が頻繁に引き合いに出すだけではない。それに触発されて、日本でも本草書が編まれている。一説によれば、「慶長一二年（1607）、林羅山は長崎

写真2 李時珍撰『重訂本草綱目』江戸刊版中の「河豚」



出所：明李時珍撰『本草綱目』巻1，2，4-11，14-28，36-52序1巻首1巻」[26]，江戸刊，出版者・刊行年不明，NDL-92～93，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2556433/1/92>（参照 2025-02-13）。

を訪れて、たまたま船載の『本草綱目』金陵本を手にいれた。同書刊行後、十一年目のことである。羅山はこれを駿府の家康に献じた。家康はこれを愛蔵し、後、秀忠に譲っている。駿河御讓本の嚆矢である。ここに、『本草綱目』を祖述する江戸時代の本草学の発展を見るのである⁶⁾」といわれる。日本では、李時珍『本草綱目』に倣って、つぎのような和製本草書が編まれている。例えば、『本朝食鑑』（全12巻，人見必大，1695年），『農業全書』（全10巻，宮崎安貞，1696年）が創刊され，貝原益軒は1709/宝永6年，79歳の時に『大和本草』を完成させて翌年に刊行した。益軒は同書に『『本草綱目』の約1900種の収載品のなかから，日本に産しないものおよび薬効的に疑わしいものを除いて772種をとり，さらに他書からの引用（外），日本特産品（和品）および西洋からの渡来品（蛮種）などを加え，1362種の薬物を収載した⁷⁾」

6) 城山桃夫『果物のシルクロード』，八坂書房，1983/昭和58-09，89頁/NDL-48，<https://dl.ndl.go.jp/pid/12616609>（参照 2025-03-09）。

7) 古賀京子「貝原益軒『大和本草』」『九州大学附属図書館研究開発室年報』2022/2023，29頁，2023/令和5-09-01，https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/6796174/03_p29_koga.pdf（参照 2025-01-29）。

といわれる。その後、『和漢三才圖會』（全105巻，寺島良晏著，1713年），『本草綱目啓蒙』（全48巻，小野蘭山述・小野職孝夫録，1806年）が刊行される。

このように，李時珍『本草綱目』は貝原益軒『大和本草』（1709/宝永6年）や小野蘭山『本草綱目啓蒙』（1803/享和3年）の他，平賀源内『物類品隲』（1763/宝暦13年），岩崎常正『本草図譜』（1830/文政13年）などの編集にも繋がっている⁸⁾。

さて，李時珍『本草綱目』「本草綱目鱗部目錄第四十四卷」に「河豚（宗開寶⁹⁾）」という項目が設けられている¹⁰⁾。江戸刊版の「河豚」には，漢字左に「フクタウ」のルビがある。「校正」に「食療の鰐鰯（フグ），拾遺の規魚を併せ入る」とある。「釋名」（語源）では，河豚の用語由来が述べられる。「集解」（解釈集）では，李時珍は，フグ食について，紙幅を割いて，「寇宗奭」や「陳藏器」や「志」，「嚴有翼」（藝苑雌黃）や「陶覽」や「王充」，「陶九成」などの思想家のフグ説を引き合いに出して言及する。「志曰く，河豚は江，淮，河，海，いづれにもゐる。」藏器曰く，河豚の腹は白く，背には印を捺したような「赤道」（フグ種不詳）がある。目は能く開閉し，物が触れ

8) 渡邊幸三「本草綱目とその版本」『薬用植物と生薬』3(3~4)，101~107頁，1950/昭和25-07-15（参照 2025-01-29）；上野益三「本草綱目と日本の博物学」『甲南女子大学研究紀要』(7) 153~163頁，1971/昭和46-03（参照 2025-01-29）；李時珍『本草綱目』と貝原益軒『大和本草』については，以下を参照のこと：古賀京子，上掲「貝原益軒『大和本草』」，29頁；牧野富太郎「日本で翻刻した李時珍の『本草綱目』」『植物研究雑誌』3(8)，175-178，1926/大正15-08-31；牧野富太郎「『本草綱目啓蒙』には四種の版がある」『植物研究雑誌』2(3)，56-61，1919/大正8-11-30参照の事）；静岡県立中央図書館「李時珍の『本草綱目』」『温故知新，静岡県立中央図書館所蔵の貴重書紹介』(52)，2002/平成14-8-1，公式Website: [chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcgclclefindmkaj/https://www.tosyokan.pref.shizuoka.jp/data/open/cnt/3/354/1/SZK0002728_20040929063221589.pdf](https://efaidnbmnnnibpcajpcgclclefindmkaj/https://www.tosyokan.pref.shizuoka.jp/data/open/cnt/3/354/1/SZK0002728_20040929063221589.pdf)（参照：2025-03-27）。

9) 宗開寶という人物がいたのか。例えば，田村利親「日本の楊梅に就いて」，学農社【編】『農業雑誌』43(6月号) (1197)，学農社，1918/大正7-06，266頁/NDL-20 (<https://dl.ndl.go.jp/pid/1598922>（参照 2025-04-08））には，ヤマモモは「支那の『宗開寶』には楊梅と書いてある」とある。

10) 明李時珍撰『本草綱目』巻1，2，4-11，14-28，36-52序1巻首1巻」[26]，江戸刊，NDL-48~49，92~93，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2556433>（参照 2025-02-13）；和訳については，李時珍著，鈴木真海（訳），白井光太郎（校注）[他]『国訳本草綱目』第10冊，春陽堂書店，1976/昭和51-12，600~604頁/NDL-338~340，<https://dl.ndl.go.jp/pid/12591873/1/338>（参照 2025-04-02）。

ると嗔怒(憤怒)して腹が脹れ、氣毬(蹴鞠)が脹れたように浮き上がる。「時珍曰く、今は呉越に最も多い。形状は蜾斗」(くわと: オタマジャクシ)のやうで、大なるものは一尺餘あり・・・彼の地では春期に甚だこれを珍重し、就中その腹の肥つたものを珍重して西施乳と呼んでゐる。」さらに「嚴有翼の藝苑雌黄」や「陶覽」の説を引き合いに出して、フグは「人を殺す」と言われるが、丹陽(現中国江蘇省鎮江市)や宜城(現中国湖北省襄陽市)の地では人々が食べている。南方の地では鱗や腮(エラ)や膽がなく、鰐を出すフグは有毒だという(括弧内は本稿筆者)。

「氣味¹¹⁾」(所見)では、「宗奭曰く、河豚には大毒がある。而るに毒なしといふは何事であろうか。味は珍味ではあるが、修治の方法を失つてこれを食へば人を殺す。生命を大切に思ふものは当座けるがよい。」「藏器曰く、海中のものには大毒あり、江中のものはそれに亞(つ)ぐ。・・・按ずるに陶九成の輟耕録には『凡そ河豚を喰つたときには、その一日中湯薬を服してはならない。・・・河豚の子は必ず食つてはならぬ。・・・』とある。兎もあれ、陶九成の説に従ふ法が危険でないやうだ。」という。

「主治」では、「虚を補し、湿気を去り、腰脚を理し、痔疾を去り、蟲を殺す」(開寶)という。つまり不足したものを補い、水分代謝を改善し、腰脚の不調を改善し、痔を治し、蟲(病因)を取り去るという意味か。

「肝及び子」の項目の「氣味」では、「大毒あり、藏器曰く、口に入れば舌を爛らし、腹に入れば腸を爛らす。これを解すべき薬はないが、ただ橄欖木、魚茗木、蘆根、烏蘆草根の煮汁が解し得る」という。「時珍曰く、呉地方では、その血は毒があり、脂は舌を麻せしめ、子は腹を脹らせ、眼は眼華を生ぜしめるといふので『油は麻し、子は脹し、眼睛花すと』いふ語がある。¹²⁾」という。つまり、時珍は、フグの卵巣や肝には「大毒」がある。解

11) 「氣味」は「薬物の品質を判断する本草用語とされる」。この用語が日本に入ってきて室町末期頃から「心情の良悪」の表現にも使われるようになったようである(真柳誠「薬史による語誌-薬味と料理」『薬史学雑誌』51(1), 2016/平成28, 11頁)。本稿では「所見」としておく。

12) 上掲『本草綱目』(江戸刊), NDL-93, 『国訳本草綱目』第10冊, 604頁/NDL-340。

毒剤はないが、「橄欖木」等の煮汁に解毒効果を期待できると書く。文末には興味深い記述がある。「江陰地方ではその子を鹽漬にして埋めて置き、それを調理して食ふ。諺に『命を捨てて河豚を喫(く)ふ』とはこれであらう。」(括弧内はルビ、「鹽漬」とは「しおづけ」、本稿筆者)。この文を読んで、天保初年頃から石川県美川で受け継がれるフグ卵巣(フグの子)の塩蔵粕漬を連想させられる。時珍は「主治」として「疥癬、蟲瘡には、子を蜈蚣と共に焼いて研り、香油で調へて揉る¹³⁾。」とある。疥癬やムカデ刺傷にはフグの卵巣をムカデと一緒に焼いて研粉にして塗るという意味であろうか。

時珍のフグ毒説では、卵巣と肝臓が有毒であり、解毒剤はない、と書いている。「橄欖木」等の煮汁については、中毒時の嘔吐剤であるが、効果は中毒状態に依ったであろう。現代医学では胃洗浄と呼吸確保を行うが、時珍時代にその知見はない。フグ毒(テトロドトキシン)の薬用作用については、その有効性は不詳である。

本稿が最初に、中国・明代の医師・本草学者、李時珍『本草綱目』(1596年)を取り上げた理由は、江戸時代265年間を通じて医師や儒学者等が、必ずといえるほどに、李時珍を引き合いに出すからである。時珍が示したフグ食中毒知見を踏まえて、江戸時代の医師達は如何なる新しい知見を加えたのであろうか。

1.2. 曲直瀬玄朔「河豚の大毒」『延壽撮要』(1599/慶長4年)

明治後期日本医学界の二人の耆宿、三宅秀(1848/嘉永1~1938/昭和13)

13) 李時珍撰『本草綱目』巻1, 2, 4-11, 14-28, 36-52序1巻首1巻[26], 江戸刊, NDL-49, 55, 92~94, <https://dl.ndl.go.jp/pid/2556433> (参照 2025-01-29); 和訳については、李時珍著、鈴木真海(訳)、白井光太郎(校注)[他]『国訳本草綱目』第10冊、春陽堂書店、1976/昭和51-12, 600~604頁/NDL-338~340, <https://dl.ndl.go.jp/pid/12591873> (参照 2025-01-29); 『国訳本草綱目 第10冊』(1976年/昭和51)には「新註校訂者」の注記が設けられていて参考になる。時珍が引き合いに出す陳藏器とは、唐代の陳藏器の薬学書『本草拾遺』(739年)であろう。「橄欖木」とは、カンラン科の常緑樹木で、インドシナから中国南部に分布する。中国と日本の本草学者については、次を参照のこと：白井光太郎『本草学論攷』第1冊、春陽堂、1933/昭和8, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1050929> (参照 2025-03-10)。

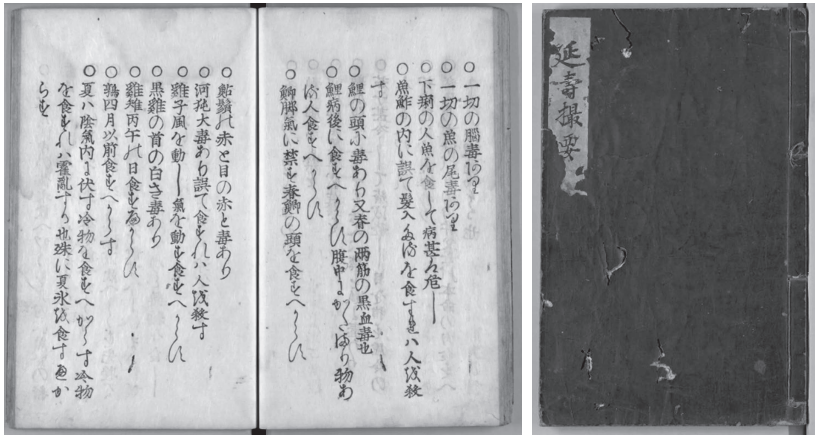
と大澤謙二（1852/嘉永5～1927/昭和2）は共編『日本衛生文庫』全6輯（教育新潮研究会，1917/大正6～1918/大正7年）において明治以前の衛生思想を収録した編纂書を刊行している。「発刊の趣意」の中で、その目的が次のように述べられている。「三宅博士大澤博士を勞して、本邦古來先賢の士が研究し實行し來れる衛生書の、散逸して容易に得易からざるものを輯集し、日本衛生文庫の刊行を企圖せり。惟ふに本邦國粹的衛生法は、その個人衛生法も國家衛生法も、之を悉く本文庫中に収められたれば、本文庫は實に日本衛生法の大集成として甚尊重すべきものたり¹⁴⁾。」本稿が取り上げたフグ食中毒治療法やフグ食訓戒・禁戒思想の一部は、この編纂書に紹介された江戸時代の衛生思想に依拠している。三宅・大澤の編纂した衛生思想の中でフグに関する記述を拾い上げた。因みに、大澤自身もフグ食中毒研究に従事している。

江戸時代以前に、中国・明代の医師・本草学者、李時珍が『本草綱目』（1596年）を著した同じ時期に、曲直瀬玄朔（法印玄朔、1549/天文18～1632/寛永8, 83歳没）が養生書『延壽撮要』（1599/慶長四年）を著し、その中の「飲食之慎」に「河牠，大毒あり，誤て食すれば人を殺す¹⁵⁾」とある。フグ毒認識はあったようであるが、中毒療法の記載はない。玄朔は安土桃山～江戸時代の医師であった。因みに、曲直瀬玄朔〔著〕『日用食性』（風月宗知，1642/寛永19年）が残っている。同書に「河牠温熱補腸胃理腰脚治痔殺虫有大毒製不如法則殺人君子可食如虫毒芦根汁地漿解之」という記述がある。フグは軀を温め、胃腸を補い、腰脚を整え、痔を治し、病原（虫）を去る。フグには大毒があり、処理方法を知らないと死を招く。君子は食うべきではなく、もし中毒すれば

14) 三宅秀/大沢謙二編『日本衛生文庫』第1輯，教育新潮研究会，1917/大正6，「発刊の趣意」の2頁/NDL-5，<https://dl.ndl.go.jp/pid/935568/1/5>（参照 2025-04-02）。

15) 法印玄朔『延壽撮要』，出版者：意齋道啓，出版年月：元和年間，NDL-31，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2532204>（参照 2025-02-01）；三宅秀/大澤謙二編『日本衛生文庫』第6輯，教育新潮研究会，1918/大正7年，279頁/NDL-140，<https://dl.ndl.go.jp/pid/935573>（参照 2024-12-13）。曲直瀬玄朔の経歴については、『日本衛生文庫』第6輯「著者小傳」の「曲直瀬玄朔」に詳記がある（同書，1918/大正7年，392頁/NDL-197）。さらに「徳川氏初世ノ医学 本道（内科）」，富士川游『日本医学史』，裳華房，1904/明治37，383頁/NDL-242以降を参照の事<https://dl.ndl.go.jp/pid/833360/1/242>（参照 2024-12-14）。

写真3 『延壽撮要』表紙と「河豚」記述



出所：法印玄朔〔著〕『延壽撮要』，出版者：意齋道啓，出版年月：元和年間，NDL-1，31，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2532204>（参照 2025-03-23）。

芦根の汁（地漿）が毒を消すと意識できようか¹⁶⁾。

2. 江戸時代前期（1603～1690年頃）

江戸時代前期には注目値するフグ中毒療法知見は見当たらない。長崎の医師・吉田自休（名〔字〕は鉅豊，通称安斎，1624/寛永1～1694/元禄7）の随筆に「河豚魚の毒消」という記述があり，その中で「河豚魚の毒にあたりたるには，砂糖を湯にかき立てて吞むべし妙なり，又青砥の粉を水にて吞むもよし，砂糖は鰐の酔も解すなり¹⁷⁾」と記したとある。療法根拠は不明である。因みに、『西醫新書』等の医学書を残した幕末大阪の眼科医・高良斎（1799/寛政～1846/弘化3）は1846年9月，晩酌にフグを下物にして中毒死したとある。48歳であつ

16) 曲直瀬玄朔『日用食性』，風月宗知，1642/寛永19，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536878>（参照 2025-07-02）<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536878>（参照 2025-07-02）。本書は玄朔の死後に刊行されたのか，不詳。

17) 日本学士院日本科学史刊行会編『明治前日本医学史』第5巻，日本学術振興会，1957/昭和32，165頁/NDL-93，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1370639/1/93>（参照 2024-12-14）。吉田自休（通称安斎）については，大概如電 原著・他『日本洋学編年史』，錦正社，1965/昭和40，94頁，134～135頁/NDL-146，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2422151/1/146>を参照の事（参照 2024-12-17）。

た¹⁸⁾。

3. 江戸時代中期（1690～1780年頃）：フグ食の養生思想的訓戒説

江戸時代中期に入ると、養生思想の中にフグ中毒療法が登場する。フグ食の養生思想的訓戒説である。近世日本の幕藩体制下で、どのような人々がフグを喫食し、食中毒に遭遇したのであろうか。本稿が関心を寄せる疑点である。フグ食に身近であった人々とは、フグが漁獲される沿海環海の地に暮らす人々であったであろう。とくに瀬戸内海、日本海、太平洋の沿海地域ではフグが漁獲されたようである。武士はフグ食を忌避したのであろうか。江戸時代後期には、武士もフグを嗜食したようであるが、中毒死記録が見つからない。福田得志が指摘した通り、「儒教的河豚哲学」が影響したと推測できる。

江戸武家社会では、徳川家（将軍）の直臣（大名、旗本、御家人＝徒士身分）である「大名」は幕府から「禄」として石高1万石以上の所領を与えられた「武家」であり、その当主の「藩主」を指した。藩主に仕える武士は「家来」（従者）であり、その身分は大雑把に言えば、大名家（主君）と「士分」（「侍」と「徒士（かち）」）に大別された。「徒士」は主君に謁見できず、徒歩で主君の警護をし、幕府や各藩の蔵から俸禄米を得ていた（蔵米取）。医師や学者も「お抱え雇用」で、世襲することも多かったようである。「侍」は俸禄制下で、所領を持ち、騎馬を許された「御目見え」資格を持つ家臣で、「騎士」「上士」とも呼ばれた。侍も家来として使用人・奉公人・徒弟・下人・女中などの家庭内労働者を雇用した。彼らは侍に仕える足軽や仲間（軽輩と呼ばれる身分）とは区別された。長州藩では、侍の死罪には切腹が許されたが、徒歩以下は「磔」刑と定められた。因みに、後述の通り、吉田松陰は密航犯罪により侍として萩の「藩野山獄」に投獄されたが、一緒に密航犯となった松陰の従者、金子重之輔は足軽の故に「岩倉獄」に投獄されて獄死した。次に、フグ食が身近であった人々とは漁民であったであろう。専業漁

18) 上掲『日本洋学編年史』, 510頁。

民は少なく、半農半漁の兼業が多かったようである。江戸期における武士のフグ中毒死に関して発見できた記述は僅か1点である。大半の中毒死者の身分は農漁民や商人であったと思われる。武士はフグ中毒死を公にできなかったであろう。そのことは武士がフグを喫食しなかった理由とはならない。むしろ、嗜食したであろう¹⁹⁾。

3. 1. 穂積甫庵「河豚に酔たるに」『救民妙薬』（1693/元禄6年）

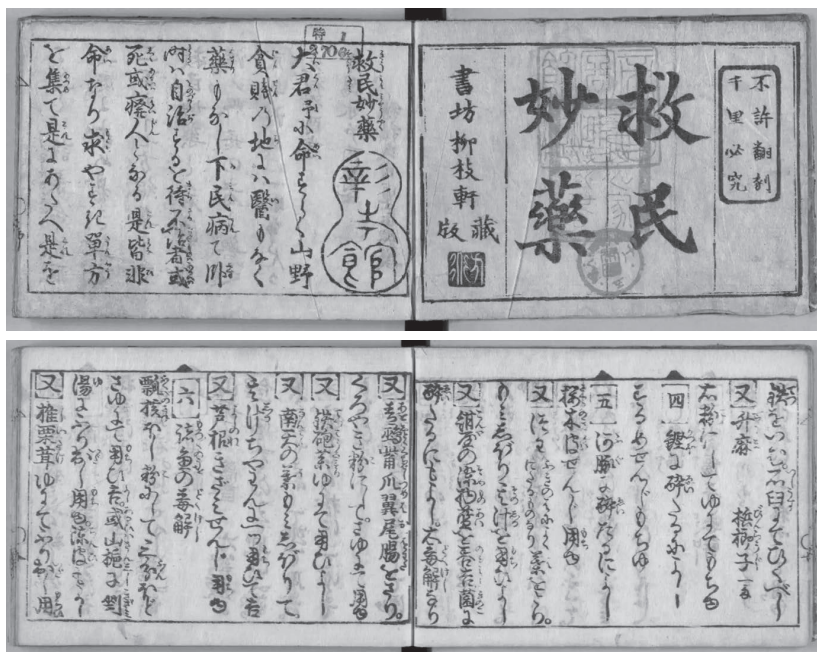
常陸水戸藩の第二代藩主の徳川光圀（1628/寛永5～1701/元禄13）が同藩侍医の穂積甫庵（鈴木宗興，生没年不詳）に命じて領民のための漢方書を編纂させた。それが『救民妙薬』（1693/元禄6年）である。その中に、フグ食中毒対処法が書かれている。この書は徳川光圀が穂積甫庵と鈴木宗与（藩医）に命じて一般民衆の為に簡単な薬方を撰集させて頒布させた「庶民的な漢方書」である。甫庵は原本（1693/元禄6年）²⁰⁾の中で『妙薬』編纂理由を次のように述べている。「大君余に命ずらく、山野貧賤の地には、醫もなく薬もなし」、領民が病で臥せ、不治、廃人、非命となることを救うために、「薬方三百九十七方編集して、救民妙薬と名づけて、深山野居の者に與

19) 山本博文『江戸お留守居役の日記一寛永期の萩藩邸』読売新聞社，1991/平成3；森下徹『武士という身分：城下町萩の大名家臣団』吉川弘文館，2012/平成24，五島淑子『江戸の食に学ぶ：幕末長州藩の栄養事情』臨川書店 2015/平成27；安藤紀一 筆写 ほか『萩藩分限帳』，萩市郷土博物館友の会，1968/昭和43，NDL，<https://dl.ndl.go.jp/pid/9572340>（参照 2025-02-01）；西島勘治「御仕置帳にみる足軽 中間 陪臣の実像－長州藩の場合」『山口県地方史研究』（62），32～45頁，1989/昭和64；山口県文書館 編『萩藩閥閥録』別巻（家わけ文書目録），山口県文書館，1989/昭和64-01，NDL，<https://dl.ndl.go.jp/pid/9576500>（参照 2025-02-01）；チャン，ティール・マイ・ホア「江戸時代～明治時代における天草漁民の生活－富岡を中心として」『天草諸島の文化交渉学研究』（荒武賢一朗，野間晴雄，藪田貫編），2011/平成23-03-31，171-181頁所載，(file:///C:/Users/sumi3/Downloads/03_3Hoa%20(3).pdf，参照 2025-02-01)；徳川時代の身分別人口構成については，土屋喬雄，小野道雄『近世日本農村経済史論』（経済学全集，第59巻）改造社，1933/昭和8，13頁/NDL-10，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1188075>（参照 2025-02-01）参照の事。徳川時代の身分別人口構成については，土屋喬雄，小野道雄『近世日本農村経済史論』（経済学全集，第59巻）改造社，1933/昭和8，13頁/NDL-12，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1188075>（参照 2025-02-01）参照の事。

20) 穂積甫庵『救民妙薬』，茨城多左衛門，1693/元禄6，NDL-2～3，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536811/1/2>（参照 2024-12-18）；「救民妙薬 穂積甫庵著」，三宅秀/大沢謙二編『日本衛生文庫』第5輯，教育新潮研究会，1917/大正6，145～207頁/NDL-76～107所載，<https://dl.ndl.go.jp/pid/935572/1/76>（参照 2025-02-02）。

之、庶幾濟民の一助ならんか²¹⁾」と。1981年復刻版の「序」には、次のように書かれている。「『救民妙薬』の初版は約二九〇年前の元禄六年、水戸光圀が藩医穂積甫庵に命じて、洛陽の小川柳枝軒から出版したものである。光圀は産業、学問を奨励した名君であるが、特に彰考館を開設、『大日本史』等多数の書を編纂し、諸科学の振興に尽力した。・・・序文にあるように、山野貧賤の地の人々に簡単な薬方を撰集して頒布したものであり、藩内の農民に判り易く、術語、本草語類には説明を書き加え、振仮名を打ってあること

写真4 『救民妙薬』裏表紙と「河豚」記述



出所：穂積甫庵『救民妙薬』、茨城多左衛門、1693/元禄6、NDL-2、9、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536811>（参照 2025-03-23）。

21) 『水戸藩史料 別記上（巻1-12）』（『水戸藩史料』別記上（巻1-12））、著者・出版年不明、547頁/NDL-80、<https://dl.ndl.go.jp/pid/764420>（参照 2024-09-05）；大内地山『水戸学読本』、第一出版社、1939/昭14、135頁では『窮民妙薬』としている（NDL-72、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1258161>（参照 2024-12-18））。

から、古今東西、類をみない極めて庶民的な漢方書であると言える。²²⁾」。

原本初版(1693/元禄6年)の目録を見ると、第1「中風」に始まり、全部で130項目に分けて療法が箇条書きされており、第5項目に「**[五]** 河豚に酔たるに」とある。本文では、次のように書かれている。「**[五]** 河豚に酔たるによし 櫻木皮せんじ用ゆ、(又) つわ、ふきのはによくにたるものなり、葉をとり、もみしぼり、其汁を用ひよし、(又) 紺屋の染物藍を呑吉、菌に酔たるにもよし、大毒解なり、(又) 青鴉、觜、爪、翼、尾、腸をさり、くろやき粉にして、さゆにて用ゆ、(又) 鐵砲薬ゆにて用ひよし、(又) 南天の葉もみしぼりて、其汁、ちやわんに一ツ用ひて吉、(又)、芦根きざみせんじ用ゆ」(原文「つわ」説明文は小文字縦二行書き、引用者)。1806/文化3年増補版では、「**[六]** 河豚当たるに」が加わっている。「**[六]** 河豚の毒にあたりたるに樟脳を白湯にかきたて呑は忽ち蘇生するなり²³⁾」

フグ中毒罹患で櫻木皮を煎じて飲む等、何れのも嘔吐剤として用いる方法であり、徒爾ではないにせよ応急療法である。今日の「フグ食の科学」視点から見て、すべての療法に解毒効果はない。フグ中毒症状を発症している場合、中毒の強弱により助命可否が決まったであろう。

3. 2. 人見必大「鯨」・釈明「河豚」『本朝食鑑』(人見必大著、1697/元禄10年)

江戸時代の本草学者・医師の人見必大²⁴⁾ 著『本朝食鑑』全12巻11冊(平野

22) 穂積甫庵『救民妙薬』、博新館、1981/昭和56-03、NDL-6、<https://dl.ndl.go.jp/pid/12756747/1/6> (参照 2025-03-29)。

23) 穂積甫庵『増補救民妙薬集』、柳枝軒小川多左衛門、1806/文化3、NDL-13、<https://dl.ndl.go.jp/pid/25369121/13> (参照 2025-02-02); 穂積甫庵『救民妙薬』、博新館、1981/昭和56-03、復刻版、NDL-6、15、66 (1911/明治44年活字本)、<https://dl.ndl.go.jp/pid/12756747> (参照 2024-09-05)。穂積甫庵『救民妙薬』、茨城多左衛門、1693/元禄6、NDL-9、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536811/1/9> (参照 2024-09-05)。次の論考でも『救民妙薬』編纂経緯が紹介されている。宗田一・頼祺一「芸州・蘭江堂『郷里急救方』」、実学資料研究会編『実学史研究』3、思文閣出版、1986/昭和61-12、247頁/NDL-129、<https://dl.ndl.go.jp/pid/12222527/1/129> (参照 2024-09-16)。

24) 正宗敦夫編『日本古典全集 第4期 [第23]』、日本古典全集刊行会、1934/昭和9、NDL-128~132、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1912720/1/12> (参照 2025-03-29) 及び、現代思潮社(1979/昭和54)復刻版では、著者名が「野必大」となっている。

屋勝左衛門等刊、1697/元禄10年)の「九鱗部」に「鰈鰻」・釈明「河豚」、続いて「乾鰈」の項目がある。人見必大(生没年不詳)は「自序」(元禄壬申菊月[1692/元禄五年陰暦9月])末尾には丹岳野必大とある。「丹波より出づ故に丹岳といふ、本性小野、脩して野と曰ふ²⁵⁾」といわれ、中国風に野必大とも名乗ったともいわれる。林直民の「序」及び、人見必大の兄・竹洞塾宜卿(儒者)の「序」末尾には「元禄八年(1695年)乙亥孟夏」(西暦年、本稿筆者)とある。委細は岡不崩(稿)「古版本草書目解題(食物之部)」に譲る。『本朝食鑑』は日本の食物全般について、一水火土部、二穀部、三菜部、四菓部、五禽部、六禽部、七鱗部之一、八鱗部之二、九鱗部之三、十鱗部之四及亀介部、十一獸蟲部、十二獸蟲部及大尾部に分けられ、物品名を挙げて、その性質や食法などを詳しく説述している。食鑑中の白眉とされる²⁶⁾。

写真5 『本朝食鑑』表紙と綱目「鰈鰻」(河豚)



出所：丹岳野必大千里『本朝食鑑 12巻』[9]，平野氏傳左衛門，平野屋勝左衛門，1697/元禄10，NDL-1，26，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2569421/1/26>（参照 2025-03-23）。

25) 岡不崩「古版本草書目解題(食物之部)」『本草』(1)，春陽堂，1932/昭和7-07，88頁/NDL-48，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1494347/1/47>（参照 2025-03-29）。

26) 岡不崩，同上参照のこと；丹岳野必大千里『本朝食鑑 12巻』[9]（九鱗部之三），平野氏傳左衛門，平野屋勝左衛門，1697/元禄10，23～24丁/NDL-26～27，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2569421>（参照 2025-03-09）；岡不崩，同上，86～93頁/NDL-47～50。平野必大『本朝食鑑』下，現代思潮社，1979/昭和54-01，766～769頁/NDL-128～129，<https://dl.ndl.go.jp/pid/12591947>（参照 2025-03-08）。

人見必大は、フグ（鰐鰯、釋名「河豚」）について、次のように述べる。フグ（鰐）は姿（状）がコチ（鯛魚）の類にして肥大で、腹（肚腹）が最も大きく、眼は金色で能く開閉する。物に触れれば即ち憤る。腹が脹れて浮く。歯が強く、能く釣糸（釣綸）を断つ。鱗も鰓（腮）もない。背は黒く、腹（肚）は白い。背上に小さい棘（小髯）がある。尾部の分岐はなく細い、と言う。必大が想定するフグ種は不明である。管見では、フグは水中では海水を、陸上に揚げられると空気を膨張囊に入れて腹を脹らませる。鰓は両前鰭の裏付根にある。尾部の形状に分岐はないが、種類によって形状は異なり、種類鑑別の重要な指標である。

続いて、必大は味や毒性について述べる。肉は白く、脂はなく、味は淡泊だが、美味しい。大骨の両側に赤血肉（ウグイス部位）があり煮れば黒く変わる。腹腴（腹の脂身＝卵巣や精巣）が最も美味しい。古人は西施乳（白子＝精巣、種により有毒）とするとは雖も服中には毒がある故にこれを避けて食べない。腸胃ともに有毒である。腸胃の後の大骨の傍に、胡蝶の形のようなもの（卵巣の俗称）がある。青白色で味も甘く、これを誤って食えば忽ち死ぬ。犬猫もこれを食えば忽ち死ぬ。故に活魚の内に魚腹を割いてこれを取る。然れども蝶（卵巣）尚死せず、水に投じて動く。古人はこれを知らなかったのであろうか、一言の論もない。これはフグの毒の最たるものである。庖人（調理人）は腹脂身、腸胃蝶子の類を摘除してフグを煮れば百に一死無し、という（括弧内は本稿筆者）。フグ種類にも由るが、筋肉のみを食べれば、確かに中毒は起こらない²⁷⁾。

27) 1943/昭和18年に鑄方貞亮という人物が江戸時代の「河豚」諸説を紹介している。その中に『本朝食鑑』の「河豚」の部分現代文訳がある（鑄方貞亮「河豚」『食糧經濟』9(2), 大日本米穀協會, 成美堂書店, 1943/昭和18-02, 63～64頁, NDL-35～36, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1589433/1/35>, 参照 2025-03-07)。因みに、すでに1943年頃にはすでに福田得志（九州帝大医学部薬理学教授）が谷巖を助手にして日本近海で漁獲される21種類のフグの種別及び部位別毒性を丹念に調査研究して解明し、研究成果を公開して、「フグ食の科学」の時代を切り開いていた。福田等は盛んにフグ種と部位の毒性の周知を説いて、マスコミにも取り上げられていた。しかし戦時中の事でもあったので、鑄方貞亮の耳には届いていなかったのであろうか（拙稿『「フグ食の科学」時代とその開扉者、福田得志と谷巖－昭和中期のフグ食品衛生史－』『山口経済学雑誌』（73-5）、2025/令和7-01, 19～58頁参照の事）。

さらに続ける。フグは内臓を除いて江水で洗い、頭から尾まで細かく切って鍋に混投して良く煮て食べる。賛寧はフグには毒はないと言ったが、陶九成は有毒だと言った。李時珍が言うには悔い到ることなき者は陶説に従うのがよい。今では魚市場の漁市販之者（魚屋）は有毒部位を能く知っていて完全に取り除く、フグには中らないと言う。背に虎模様があるフグを虎鯨（トラフグ）と呼んでいて、これは毒が最も強く食べない。また芝濱品川の江上には一尺を超える大きさのフグがいる。品川鯨（品川フグ）と呼ばれ、味も悪く食べない（括弧は本稿筆者）。

フグ（鯨鯢，釋名「河豚」）に続いて、「乾鯢」について述べている。味が甘いものは無毒とし、「主治」（薬用）では、感寒、腹痛に効く。冬に慢性的な下痢や腹痛に悩む人には干フグ（乾鯢）を茹でて食すと良いという。

賛寧とは中国北宋の仏僧であろうか。陶九成とは中国元末から明代初めの学者、陶宗儀の「字」（あざな）である。李時珍は本稿で紹介済みである。

人見必大の「鯨鯢」（河豚）説は李時珍『本草綱目』に多くを依拠している。興味深い点は、すでに「腸胃螺子」（腸胃，肝臓，卵巣，精巣等：本稿筆者）が有毒であり、内臓を除去して食せば中毒しないとの認識が説かれていることである。フグの卵巣は取り出しても死なず、水に投じて動くと言うが、心臓の誤認であろうか。フグ中毒への対処薬や乾フグの医薬効果を示しているが、それらは現代医・薬学に照らして、疑問である。

3.3. 貝原益軒「河豚食訓戒」『養生訓卷之七 用薬』（1712/正徳2年）

貝原益軒（1630/寛永7～1714/文化3，福岡藩藩医・本草学者＝今日の薬学者・儒学者，名は篤信，字は子誠，号は柔斎，損軒，晩年に益軒，通称は久兵衛）は，周知の通り，李時珍『本草綱目』（1596/慶長1年）に触発されて日本版本草書の作成に着手し，晩年の79歳（1709/宝永6年）の時に『大和本草』（全16巻附録2巻）を完成させて翌年に刊行した²⁸⁾。

28) 本稿では、『益軒全集』明治43～44年編版利用。『養生訓』収録先：貝原益軒〔他〕『益軒全集』巻3，益軒全集刊行部（隆文館内），1911/明治44，479～601頁/NDL-246～307，<https://dl.ndl.go.jp/pid/992412>（参照 2024-07-22）。松田道雄『貝原益軒 養生訓他』

因みに、李時珍『本草綱目』と貝原益軒『大和本草』との関係について、古賀論文によれば、「日本で初めて日本人のために著述・出版された本草書が『大和本草』である。『大和本草』は、宝永6年（1709）貝原益軒が79歳のときに完成、翌年に刊行されている。1607年に中国から李時珍の『本草綱目』が舶載され、日本の本草学に多大な影響を与えた。益軒は『本草綱目』に収載された動植物や鉱物等が日本における何にあたるのかを鑑定し、その名称や使用法等について日本のものに合わせ、日本独自の本草書を作ろうとした。²⁹⁾」。

益軒は、84歳（1713/正徳3年）の時に、今日でも読まれる『養生訓』という養生書を著述している。その中に『養生訓卷之七 用薬』（1712/正徳2年）と題する文章があり、そこにおいて河豚毒を引き合いに出して薬の服用の在り方について述べている。「薬方その病によく應ずともかくのごとく小服にては、薬に力なくて効あるべからず。砒毒といへども、人服する事一匁許に至りて死すと古人いへり。一匁よりすくなくしては、砒霜をのんでも死なず、河豚を多く、らはざれば死なず。つよき大毒すらかくの如し。況ちからよはき小服の薬いかで大病にかつべきや。此理を能思ひて小服の薬効なき事をするべし。³⁰⁾」。「通和・・・河豚魚及生堅魚の毒、一切のどくをけす。すりくだき、汁をとりてのむ。」ツワ蒨はフグ毒の除毒に効果を生じるといふ。「河豚 大毒有、食ふべからず。もし河豚をくらはば、一日の内薬を服すへからず。煤西國米と同食すべからず。荊芥、菊花、桔梗、甘草、

現代語訳、中央公論新社、2004/平成16を参照。

29) 古賀京子「貝原益軒『大和本草』」『九州大学附属図書館研究開発室年報』2022/2023, 29頁, 2023/令和5-09-01, https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/6796174/03_p29_koga.pdf (参照 2025-01-29)。

30) 貝原益軒「養生訓卷ノ七」、貝原益軒〔他〕『益軒全集』巻3、益軒全集刊行部（隆文館内）、1911/明治44, 569頁/NDL-291, <https://dl.ndl.go.jp/pid/992412> (参照 2024-07-21)、松田訳書、170頁)。年表については、貝原益軒〔他〕『益軒全集』巻1、益軒全集刊行部（隆文館内）、1910/明治43, 「益軒先生年譜」1～71頁/NDL-5～63, <https://dl.ndl.go.jp/pid/992410> (参照 2024-07-22)；同文館編輯局編『日本教育文庫 衛生及遊戯篇、同文館、1911/明治44, 21頁/NDL-27, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1708813> (参照 2024-09-05))。

附子、烏頭と相反す。³¹⁾」「沙菰米（さごへい、ルビ）・・・河豚と同食すべからず³²⁾。」という。沙菰米とは、沙穀椰子（さごやし）からとった米粒状の澱粉である。「河豚鰹魚など一切魚毒にあたりたるに。するめの手煎じ服すべし。³³⁾」という。「河豚 冬月春初味美しとて、衆人多く食ふ。三月以後魚やせて味あしゝ、凡魚は皆またゝきせず、目をふさがず、只河豚のみ目をうごかす。此事本草にいへり。此魚大毒あり。慎身人不可蝕。凡諸魚の中、無毒して味美き魚多。紅魚（シタヒ）、琵琶魚（アンカウ）、こて、緋魚（アコ）、大口（タラ）魚等皆河豚のごとく酒糟にて煮食べし。味よし。何ぞ有毒魚を食ふや。河豚を食ふ人は、たとえば隋侯の珠を以て、千仞の雀になげうつがごとし。○一種さばふぐ、長一尺許、つねのふぐより小にして短かし。毒すくなし。五月味よし。褐色にして紋あり。○河豚はして遠に寄す。無毒と云。然ども慎身人不可食。服薬人最不可食³⁴⁾」（括弧内の片仮名はルビ）。「藁吾（ツワブキの漢名、引用者）・・・河豚の毒をもよくけす。³⁵⁾」。貝原益軒の『大和本草』の中の「河豚」著述は『東洋医薬叢刊』第4号（1936/昭11年）にも収録されている。なお『東洋医薬叢刊』の「河豚」コメントには、「フグ類は種類が多い。食用に供するは多くはトラフグ *Sphoeroides rubripes* とナメラフグ *Sphoeroides porphyreus* とである。普通にサバフグと云ふのは、*Sphoeroides spadiceus* であるが、爰に言うサバフグは別種のものかも知れない。³⁶⁾」ナメラフグとは、今日の標準和名「マフグ」である。

31) 『益軒全集』巻1、益軒全集刊行部（隆文館内）、1910/明治43、404頁/NDL-271。

32) 貝原益軒「大和本草巻ノ四」『益軒全集』巻6、益軒全集刊行部（隆文館内）、1911/明治44、94頁/NDL-50、<https://dl.ndl.go.jp/pid/992415>（参照 2024-07-21）。『益軒全集』巻1、益軒全集刊行部（隆文館内）、1910/明治43、188～189頁/NDL-163、<https://dl.ndl.go.jp/pid/992410/1/271>（参照 2024-07-21）。

33) 貝原益軒「大和本草巻ノ十三」『益軒全集』巻6、益軒全集刊行部（隆文館内）、1911/明治44、345頁/NDL-177、<https://dl.ndl.go.jp/pid/992415>（参照 2025-04-10）。

34) 貝原益軒「大和本草巻ノ十三、河豚」『益軒全集』巻6、346頁/NDL-178；同「河豚」は『東洋医薬叢刊』第4（岸田松若・田中茂穂・矢野宗幹註）、春陽堂、1936/昭11、117頁/NDL-68にも収録、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1048012>（参照 2024-08-24）。

35) 貝原益軒「大和本草巻ノ九」『益軒全集』巻6、益軒全集刊行部（隆文館内）、1911/明治44、224頁/NDL-115、<https://dl.ndl.go.jp/pid/992415>（参照 2024-07-21）。

36) 貝原益軒「河豚」『東洋医薬叢刊』第4、1936/昭11、117頁/NDL-68、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1048012/1/68>（参照 2024-08-05）。

「河豚【さばふぐ】褐色黒斑，大さ一尺許，五月食ふ。京にてさはふぐと云。別に漢名なし。【まふぐ】【とらふぐ】青背黒斑，○加州より皮ばかり干たるを出す。貢物に供す。ふぐひと云。³⁷⁾」。「河豚の毒に中りたるもの，つわを良くもみ，其汁を服すべし。³⁸⁾」。

益軒は，フグには「大毒」があり，中毒を避ける方法は食材にしないことだと言う。美味しい魚類は多いのに，なぜ命を賭けてまで毒魚のフグを喫食するのかとも言う。益軒文章に散見できる河豚記述から，庶民の間でフグ食があったことを推測できる。益軒はフグ食中毒リスクの高さを認識していたようであるが，フグ食禁戒を説いてない。当時，サバフグには毒が少なく，フグ乾物は無毒と信じられたようである。

因みに，昭和11年に貝原益軒『大和本草』の現代文譯『東洋医薬叢刊』第4の「考註」を書いた田中茂穂「大和本草諸品圖中魚の部評釋」の中にハコフグの説明があり，そこにおいて魚名「河豚」について，「大和本草には正しく河豚と書いてフグと訓ませてある。支那では普通に河豚と書いて我国ではフグと訓むが，これはフグ類の内のトラフグのことである。何となれば揚子江を殆ど南京附近までも遡河するは大抵トラフグであるためである。³⁹⁾」。この田中の「トラフグ」注記は誤認である。揚子江を遡河するフグはメフグである。

3.4. 寺島良安「河豚」『倭漢三才圖會』（1712/正徳2年）

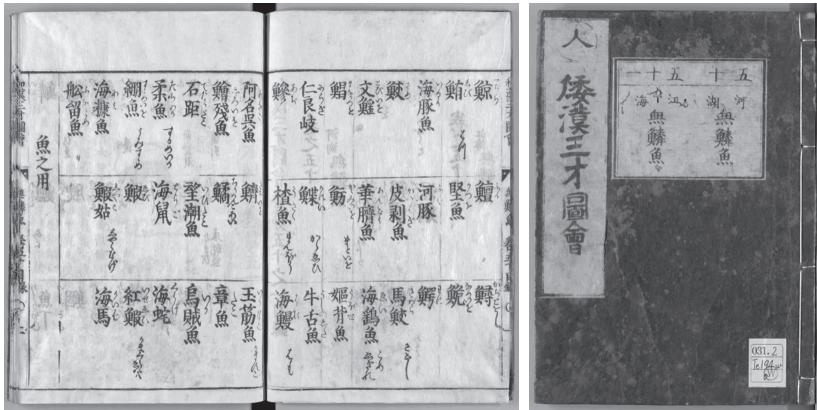
寺島良安（1654/承応3～没年不詳，字は尚順，別号に杏林堂）なる大坂の医師が約30余年を費やして『倭漢三才圖會』（1712/正徳2年，105巻首1巻目1巻81冊）を編纂したといわれる。その「巻第五十一」の「江海 無鱗魚」

37) 現在の石川県南部にあった加賀国（かがのくに）を「加州（かしゅう）」と呼称した。貝原益軒「大和本草批正 天地人三巻，魚之下，海魚，河豚」，『益軒全集』巻6，益軒全集刊行部（隆文館内），1911/明治44，722～723頁/NDL-368，<https://dl.ndl.go.jp/pid/992415/1/368>（参照 2024-07-22）。

38) 貝原益軒「農業全書，巻之四，欸冬」，『益軒全集』巻8，益軒全集刊行部（隆文館内），1911/明治44，671頁/NDL-340，<https://dl.ndl.go.jp/pid/992417>（参照 2024-08-05）。

39) 田中茂穂「大和本草諸品圖中魚の部平釋」『東洋医薬叢刊』第4，春陽堂，1936/昭11，9～10頁/NDL-272～273，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1048012>（参照 2024-08-05）。

写真6 『倭漢三才圖會』表紙と「卷之五十一江海無鱗魚目錄中，河豚」



出所：寺島良安尚順 編『和漢三才図会：105巻首1巻尾1巻』[35]，1712/正徳2年，NDL-1-3，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2596382>（参照 2025-02-07）；寺島良安 編『和漢三才図会』巻五，内藤書屋，1890/明治23，NDL-135，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1876655>（参照 2025-02-13）。

写真7 『倭漢三才圖會』中の「河豚」



出所：寺島良安尚順編『和漢三才図会：105巻首1巻尾1巻』[35]，1712/正徳2年，NDL-17，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2596382>（参照 2025-02-07）；寺島良安編『和漢三才図会』巻五，内藤書屋復刻版，1890/明治23，NDL-135，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1876655>（参照 2025-02-13）。

の目録に「河豚」の項目がある。卷四十九「魚類 江海 有鱗魚」の部があり、NDL38コマ目に「人魚」という項目がある。良安は『倭漢三才圖會』の編纂において随所で李時珍『本草綱目』を引喩している。

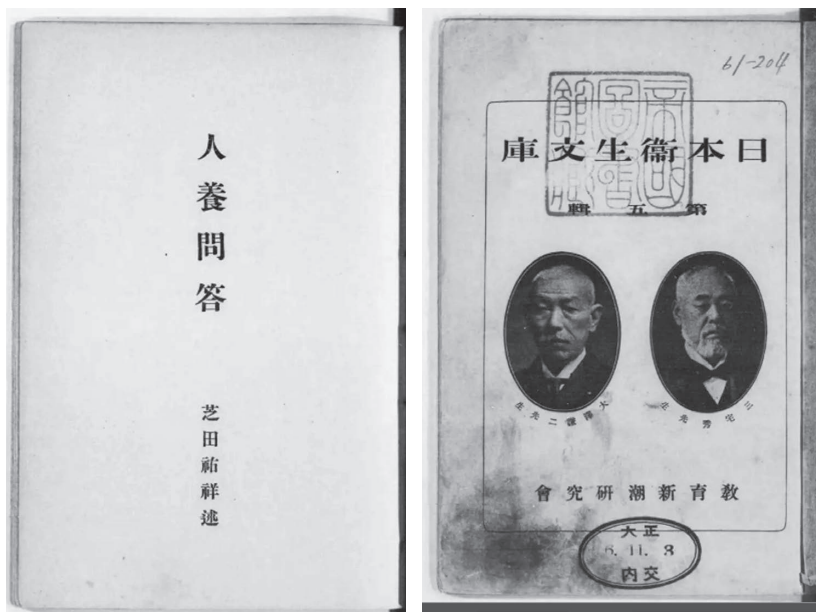
「河豚」項目の記述についても、『本草綱目』の「河豚」の内容を紹介したものであるが、按河豚魚、鯖鯨、名護屋鯨、鮮鯨の特徴については、加筆している。特段に独自知見を示していない。

3.5. 芝田祐祥「河豚」『人養問答』（1715/正徳5年）

「勢陽亀山（伊勢国亀山）の医師，芝田祐祥」（生没年・人物不詳）は，著述『人養問答』（1715/正徳5年）の中で，養生の三つの大事として，食餌，心持ち，身持ちを上げた⁴⁰⁾（括弧内は引用者）。漢方医の芝田祐祥はこの『人養問答』の中で，フグについて，次のように述べている。「客問て云近世の人専河豚を食して其味美也と称す，本草綱目を見るに河豚魚は甘温虚を補ひ湿をさり腰膝を強くし痔を治し虫を殺すと有，又宗奭が註に料理様疎略なれば人を殺すと有，また藏器曰豚魚の肝と子に大毒あり口に入ては舌をたゞらかし腹に入ては腸を爛らかす薬の治すべきなしと有，然ば其性は至て能物なれば料理に念を入れて腸肝及び子を去りて能煮て喰すならば少しも害になるまじき思ひ侍るがいかゞ，答て云これ士君子の食すべき物にあらず，輟耕録に曰河豚魚を食ひ一日の内には煎薬を服する事なかれ恐くは荊芥あらん事をと有，又藝苑紫黄に曰鱗なく鰓なく膽なく鳴聲有て目のひくひくとする河豚は大毒有喰べからずと有，今市にて賣者多くは皆此通也大毒有事明らけし，扱世の中に命をおしまぬ人は壹人も有まじければ誰か料理を疎略にすべき，念に念を入れて料理すべけれども河豚魚にあたりて死する人数を知らず，俗にてふと云は腸の字ならん肝も子も皆魚腸の中に物なれば腸を毒と云なり，平たき虫ありて是をてふといへども是は大温魚成故に皮肉の間に虫の生たる也，鰯にも必虫有此虫に限りて毒と云にはあらず魚腸に毒ある也，腸に毒あ

40) 石原保秀『石原式乾浴療法：保健長生術』，春陽堂，1931/昭和6，89～90頁/NDL-60～61参照の事，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1048802/1/61>（参照 2024-12-19）。

写真8 『日本衛生文庫』表紙と同所載中扉『人養問答』



出所：三宅秀/大沢謙二 編『日本衛生文庫』第5輯，教育新潮研究会，1917/大正6，62～63頁/NDL-36～37，<https://dl.ndl.go.jp/pid/935572>（参照 2025-03-23）。

らば其肉にも毒氣のこらざらんや，是を食て死なぬ人は脾胃極實にして砒霜石も班猫もあたらぬと云ほどの強者かまたは幸に無毒の河豚に喰あたりて命ののがれたる者成るべし，何ぞ料理の善悪によるべきや河豚をこのみて喰ふ人をたとへていはゞ潜に盜賊をする又同じ顯るゝ時は刑戮をまぬかれず若毒に當らざる時は食し得て一生を安くす，豚魚を喰ふ人毒に當る時は死を免かれずもし毒に當らざる時は食し得て一生を安々し，あらわれざると毒に當らざると二ツながらまぐれあたりと云物にて正道にては侍らず，士君子何ぞまぐれ當りのこばれ幸ひを頼まん哉，親につかふる人は不孝也君に仕ふる人は不忠也，好んで河豚魚を食ふ人はひそかに盜賊をもなし兼ねまじき心根とこそおもはれ候，喰まじき物は河豚魚也。⁴¹⁾」。芝田祐祥のフグ記述内容は

41) 三宅秀/大沢謙二編『日本衛生文庫』第5輯，教育新潮研究会，1917/大正6，62～63頁/

「本草綱目」の紹介の域を出ない。思想的には、儒教的観点からフグ喫食を戒めている。儒教は孔子を始祖とする思想・哲学・信仰体系である。

3. 6. 新井白蛾「河豚魚」『牛馬問』(1756/宝暦6年)

江戸時代中期の儒学者、新井白蛾（名は祐登、1715/正徳5～1792/寛政4）は1845/弘化2年1月29日『牛馬問』（1755/宝暦5年）の中で「河豚の毒に当たった時の対処法⁴²⁾」を書いている。「『牛馬問』は、新井白蛾（江戸時代の学者）が著した随筆書である。白蛾が見聞した様々な内容が書かれている。⁴³⁾」新井白蛾は『牛馬問』の中で「河豚魚⁴⁴⁾」を書いている。

「○河豚魚 河豚魚、本草綱目無毒と有。時珍の食物本草には大毒有と見えたり。此魚きわめて毒有ものあり。又毒なきもの有。故に世上其説まちまちなり。若此毒にあたる時は、薬物の解しがたきなり。近代薩州太守入國の時、西海にて小舟一艘御座船を呼はりはり漕よする。何事やらんと猶豫の間、ほどなく御座船に近付、御船を見かけて願ひ奉るなり。砂糖を下し給はりなば、衆人の命たすかり候。御慈悲を以て頂戴仕度旨ねがひける。其子細を尋させ給へば、河豚魚の毒にあたり、九死一生に候。今少し時さりなば、一人も活する事を不得。砂糖だに候へば、みなみな命たすかり申由願ふ。此事、太守にも聞しめされ、人の命を救ふに於ては、砂糖を給はりなん。猶其實否を見届参るべき由被仰付彼小舟に御近臣を添らる。急漕出し彼が所に至り見れば、衆人悩亂して其言のごとし。扱右の砂糖を白湯に探し用いるに、漸くの間にことごとく快然を覺て御厚恩を謝しける。其妙なる事、太守へ申

NDL-36, <https://dl.ndl.go.jp/pid/935572> (参照 2024-12-12)。

42) 新井白蛾『白蛾叢書』第2冊(明治32年), 新井董, 1899/明32, 15～16頁/NDL-60～61, <https://dl.ndl.go.jp/pid/898725> (参照 2024-12-20)。

43) 荻田寛也「一九世紀中葉の加賀藩領内における医療情報の流通」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』(64), 2019/平成31-03-15, 934-935頁。

44) 『牛馬問』の「河豚魚」収録先: 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第3期第5巻, 日本随筆大成刊行会, 1929/昭和4, 573頁/NDL-294, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1914175/1/294> (参照 2024-09-06): 『牛馬問』の「河豚魚」, 内藤耻聖, 小宮山綏介 標註『近古文芸温知叢書』第12編, 博文館, 1891/明治24, 27～28頁/NDL-18～19, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1088126/1/18> (参照 2024-09-06)。

上げるとなり。此事を尾州にても試みたる人有しが、尤妙に彼毒を解したりと也。しばらく爰にしるして後人に備ふ」。続述、「○河豚は喰合の毒甚た多し又毒物を敵す此魚を食う人は一日のうち薬を服すへからず猥に他物を食へからず腹中の脍を西施乳といふ是は西施か美にして國を乱るを此魚の味ひ美にして毒あるに比するなるへし鮠の字を正とす⁴⁵⁾」(踊り字を仮名文字変更、引用者)。

復刻盤の誤植でない限り、白蛾の記述は奇妙である。「河豚魚、本草綱目無毒と有。時珍の食物本草には大毒有と見えたり。」と書いたが、『本草綱目』は中国・明代の李時珍(医師・本草学者、1518/正徳13～1593/万暦21)が著した。そこには、フグは無毒とはない。白蛾は『本草綱目』(原本)に通暁していたとはいえないのではないか。写本伝写に因る訛伝であらうか。フグ中毒の「砂糖」解毒療法の効能については疑念を述べている。フグには有毒も無毒もあるので、世上では種々の説がある。フグ毒に中ると解毒できない。ある時、薩摩藩主が御座船で西海(九州の海)を国入りしているとき、一艘の小舟が御座船に近づいて砂糖を請い、子細を聞けば衆人(民人達)がフグ中毒になったという。藩主が近臣を送って中毒罹患者に砂糖を白湯に溶いて飲ませたら全員が快癒したという。砂糖療法を尾張藩でも試した者があって同様に解毒したという。「其妙なる事」「尤妙に彼毒を解したりと也」との事を記して後世の人に伝えるという。続述では、フグは食合わせ中毒になるので、同じ日に飲薬や他の摂食を避けよという。フグの「腹中の脍」(白子こと精巢を言っている?)は「西施乳」といって中国古代四大美女の一人の西施(王昭君・貂蟬・楊貴妃と並ぶといわれる)が国を乱した譬えに由来し、美味にして有毒である。故に、「鮠の字を正とす」という。鮠とはフグを意味する。白蛾の記載事例の実否は不明である。砂糖のフグ毒解毒効果は、今日の医学療法

45) 新井白蛾「河豚魚」『牛馬問卷之一』、内藤耻叟、小宮山綏介標註『近古文芸温知叢書』第12編、博文館、1891/明治24、27～28頁/NDL-18～19所載、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1088126/1/10>(参照 2024-12-21)；小泉栄次郎編『日本医薬隨筆集成』、富倉書店、1929/昭和4、157～158頁/NDL-114～115にも所載、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1050598>(参照 2025-01-27))

写真9 『近古文芸温知叢書』表紙と同所載中扉『牛馬問』



出所：内藤耻叟，小宮山綏介 標註『近古文芸温知叢書』第12編，博文館，1891/明治24，NDL-3～4，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1088126>（参照 2025-03-23）。

に照らして，誤認である。精巢（白子）の毒性はフグの種類により異なる。

3.7. 平賀源内「河豚」記述『根奈志具佐』（1763/宝暦13年）

奇才と言われた平賀源内（1728/享保13～1780/安永8）は『根奈志具佐三之巻』の中で「河豚」について述べている。「惣してむかしハ，人間も質朴にありし故，毒といふものハ喰ぬ事と心得，河豚を恐るる事，蛇蝎のごとなりしが，次第に人の心，放蕩になりゆき，毒を知て是を食す。人に君たる方，是を憂ひ給ひて，河豚を喰ふて死たる者ハ，其家断絶とまで律をたてて，上仁を好ども，下義を好まず。ふくやふくやと大道を賣歩行，煮賣店にも公に出置事，上をかるんずるの甚だしきといひ，父母より受得たる身軀髪

写真10 平賀源内肖像



出所：木村黙老『戯作者考補遺』，国本出版社，1935/昭和10，17頁/NDL-16，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1874790/1/16>（参照 2025-03-24）。

膚を，口腹の為に亡さん事，五刑の類三千にして，罪不幸より大なるハなしと云う。聖人の教えにそむくと，天命のがるる所なし。剩（あまつさへ）河豚なき時ハ，外の魚をふぐもどきと名附て喰ふ事，嘆かやしき事なり。古人の詞にも牢を畫て，其内に坐せずとて，假にもけがれたる名ハ嫌ふことなり。非禮見ることなかれ，非禮聞ことなかれと，申ことを知らざる世上の文盲なるものハ，是非もなし。小文才有男，或ハ人に毒だちなどを教る醫者などに，好んで食ふものあり，是等ハ一向食をむさぼる犬猫のごとし。かく亂たる風俗なれば，菊之丞ハ，河豚ハ好なるべけれども，天の時を以て申さバ，今水無月の半にて，河豚を喰ふ時ならざれば，此御評議御無用ならんと申上れば，龍王もせんかたなく，無用の長詮議に時うつるとも，所詮埒ハ明まじ

ければ、此上ハ此龍王一人自身立向ひ、雲を起し、雨を降し、菊之丞を引抓で、閻魔王へ奉らんと、波を蹴立て立給う・・・⁴⁶⁾」(括弧内は原文ルビ)。

源内が言うには、昔はフグを毒魚と心得て蛇蝎の如く恐れたが、次第に人心は放蕩になり、有毒と知りながら食す。ある君主が有毒フグ食を憂いてフグ食中毒死は其家断絶とまで律を立てた。士家は任を好むが、庶人は道義を好まない。大通りでフグを売り歩き、煮売店（食事処）でも公然とフグ料理を出し、上（奉行所）を軽んずることが甚だしく、父母から授けられた身体髪膚を口腹の為に亡ぼすことは不孝な罪である。他人に有毒のフグ食を止める医者の中にもフグを嗜食する者があって貪食の犬猫に等しいと貶している。平賀源内の記述から読み取れることは、源内が活躍した江戸時代中期には、民衆の間でフグ食が普及していたことである。フグ中毒死を出した家には家断絶律があったと源内はいうが、律令は定かではない。数奇の晩年であった源内の思想的根底には、儒教的思考があったといえよう。

小括

江戸時代中期までの識者層（侍医、町医者、思想家等）が持っていたフグとその食中毒に関する知見は、大方において、李時珍『本草綱目』に依拠していた。フグの毒性や中毒疾患に対する中毒原因を究明しようとする姿勢は

46) 平賀源内「根奈志具佐三之巻」(原本は1763/宝暦13, 全5巻, 天竺浪人[著], 大坂屋茂吉[刊], 九州大学図書館他所蔵, NDL未デジタル化, 本稿利用: 平賀源内先生顕彰会編『平賀源内全集』上巻, 平賀源内先生顕彰会, 1932/昭和7, 259～260頁/DL-NDLコマ番号180～181, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1181411> (参照 2024-06-25)。因みに、平賀源内については、岡田章雄/豊田武/和歌森太郎 編『日本の歴史』第9巻(ゆらく封建制), 読売新聞社, 1959/昭和34, 71～72頁/NDL-44～45, <https://dl.ndl.go.jp/pid/3004401> (参照 2024-05-21)。源内は『放屁論』で「河豚汁喰ふて長壽する男あり」という(風来山人「放屁論」『風来六部集』, 大観堂, 1780/安永9, 序, NDL-7, <https://dl.ndl.go.jp/pid/2534153/1/3> (参照 2024-05-21)。風来山人とは源内の戯作者名である。平賀源内『放屁論』要約の収録先, 『大日本思想全集』第5巻, 大日本思想全集刊行会, 1931/昭和6, 411頁/NDL-212, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1829666> (参照 2024-05-21)。平賀源内のフグ記述箇所を平賀源内先生顕彰会編『平賀源内全集』上巻, 1932/昭和7の中で再確認しておく, 次の通りである。103頁/NDL-86, 187頁/NDL-130, 258～260頁/NDL-180～181, 344頁/NDL-255, 377頁/NDL-245, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1181411> (参照 2024-05-21)。

見られない。フグ禁戒説も養生訓的人命思想に根差していたといえる。江戸時代の社会構造は現代社会とは違っていたので、民衆とくにフグ食が身近であったと思われる漁民（含、半農半漁民）は思考様式において伝承知や経験知、迷信や妄信に支配され、誤信も少なくなかったであろう。侍階層に列すると意識したであろう識者層は侍階層のフグ食中毒に養生倫理的徳説を説いたとしても、民衆のそれには戒心を論したにすぎないであろう。そうしたなか、穂積甫庵の時代から民衆の間でフグ食やその中毒事故が絶えることなく続いたものと思われる。平賀源内の「河豚」記述からは、フグ食の大衆化が進み、侍階層でもフグ嗜食が浸透したものと推測できる。しかしながら、李時珍の時代のフグ食中毒対処法以上には、フグ種別毒性や種別有毒部位へ意識が及んでいない。必然的に中毒に対しては、治療効果の不確実な対処法療法（種々の嘔吐剤等）が述べられたに過ぎなかった。

附記

本稿では、屢々、フグ毒性に「フグ処理師」実務視座から言及しているが、筆者は、2023/令和5年度「山口県ふぐ処理師免許」取得。

（以下、次稿）